

東成区在宅医療・介護連携推進実務者会議開催要綱

（目的）

第1条 東成区における在宅医療と介護の連携を推進するため、東成区在宅医療・介護連携推進会議との連携のもと地域の課題を抽出し、その対応策を検討すること等を目的として、東成区在宅医療・介護連携推進実務者会議（以下、「実務者会議」という。）を開催する。

（業務）

第2条 実務者会議の業務は、次のとおりとする。

- （１）在宅医療及び介護の提供状況、在宅医療・介護連携に関する取組の現状把握
- （２）課題（情報共有のルール策定、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築、主治医・副主治医制導入の検討、医療・介護のネットワークづくり、顔の見える関係づくり、住民啓発等）の抽出及び対応策の検討
- （３）対応策の実施に向けた企画の検討・調整
- （４）その他在宅医療・介護連携の推進に必要な事項

（組織）

第3条 実務者会議は別表に掲げる在宅医療及び介護の関係団体又は組織に所属する者によって構成する。

また、必要に応じて適切な助言者等の参加を求めることができる。

（運営）

第4条 実務者会議の運営は東成区役所保健福祉課で行う。

（守秘義務）

第5条 実務者会議の構成員及び出席者は、実務者会議で知りえた個人情報を漏らしてはならない。

（施行の細目）

第6条 この要綱に定めるもののほか、実務者会議の運営に必要な事項は、東成区役所保健福祉課長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月9日から施行する。

(別表)

東成区医師会

東成区歯科医師会

東成区薬剤師会

東成区病院連絡会

東成区訪問看護ステーション連絡会

東成区社会福祉協議会

東成区北部地域包括支援センター

東成区南部地域包括支援センター

東成区居宅介護支援事業者連絡会

東成区障がい者相談支援センター

東成区認知症初期集中支援チーム（オレンジチーム）

東成区リハビリテーション連絡会

東陽地域総合相談窓口（ブランチ）

深江南地域総合相談窓口（ブランチ）